

## 地域・社会と環境保全の視点から見た環境政策の状況

			個別計画・施策の状況	環境基本法の位置づけ	環境基本計画の規定
1	地域・社会の果たす役割	環境行政における地域・社会の位置づけ	・中央環境審議会環境保全活性化中間答申で位置づけ(地域環境力) ・自然公園管理、廃棄物処理リサイクル、温暖化対策などで、こうしたアプローチを模索	民間団体等の自発的な活動を促進するための措置(26条)	・国民、民間団体の取組として規定 ・地域社会としての取組については規定なし
2	地域、社会における関係者間の役割分担	役割分担の考え方	・中央環境審議会環境保全活性化中間答申で位置づけ ・環境保全活動・環境教育推進法で提示 ・地方自治体では協働を条例、計画などで規定する例がある。	理念(第4条)において「環境保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に行われること」が持続的な社会の構築に必要と規定。	・第2部第2節4「あらゆる主体の参加において規定。 ・第4部計画の効果的実施において、各主体の連携と協力の強化」が規定。
		事業への参加	・温暖化対策推進法などに基づく協議会など制度化 ・地方自治体では、委託、指定管理制度など様々な手法を模索	民間団体等の自発的な活動を促進するための措置(26条)	・第3部第2章第3節1において、核種対が取り組むべき事項が規定。 ・第4部計画の効果的実施において、各主体の連携と協力の強化」が規定。
		意志決定過程への参加	・環境影響評価制度での対応 ・政策立案過程での地方ヒアリング、意見交換会	(明示的な規定なし) (環境影響評価推進の規定はあり(20条))	(明示的な規定なし) (環境影響評価法の適正な運用の推進の規定はあり。)
		情報の共有	・環境保全活動・環境教育推進法に情報の提供規定 ・PRTR法に基づく情報提供 ・協議会などでの情報共有	環境教育、自発的な活動促進のための情報の提供(27条)	・「社会経済の環境配慮のための仕組み」の中で「情報的手法の開発と普及」が位置づけ。 ・戦略的プログラム「環境教育・環境学習」において、環境学習・実践行動の前提として情報基盤の整備を規定

3	地方公共団体の役割	地方公共団体の役割・権限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染防止法、水質汚濁防止法、鳥獣保護法など地方公共団体が規制主体</li> <li>・分権一括法での整理</li> <li>・条例などでの独自の取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体の責務(7条)</li> <li>・地方公共団体の施策(36条)</li> <li>自然的社会的条件に応じた施策の策定・実施</li> <li>・水質に係る環境基準の当てはめ(一部:17条)</li> <li>・費用負担のために必要な措置(37条、38条)</li> <li>・国と地方公共団体の協力(40条)</li> </ul>	<p>「あらゆる主体の参加」の節において</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の環境保全に関する主要な推進者</li> <li>・地域の取組の調整者と位置づけ</li> </ul>
		国と地方の間の資金の流れ・配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金</li> <li>・公害防止財政特例</li> <li>・産廃特措法に基づく財政支援</li> <li>・交付税措置</li> <li>・目的税：法定： 狩猟税、入湯税 法定外： 産廃税など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公害防止計画の策定(17条)</li> <li>地方公共団体への財政措置(39条)</li> </ul>	<p>第4部「計画の効果的実施」の中で</p> <p>地方公共団体が自主的積極的に実施する施策のための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めると規定</p>
3-2	地域・社会と国際社会をつなぐ役割	地域での地球的問題についての活動(自治体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温暖化など地球環境問題への取組</li> <li>・率先実行計画 原材料の購入・廃棄・グリーン購入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(地球環境保全は各種環境保全対策に内包)</li> <li>・地方公共団体の責務規定</li> <li>・地方公共団体の施策</li> </ul>	(各種環境保全施策の中に内包)
		地域での地球的問題についての活動(NPO)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温暖化など地球環境問題への取組</li> <li>・グリーンコンシューマー運動など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(地球環境保全は環境保全に含まれる)</li> <li>・民間団体等の自発的な活動を促進するための措置(26条)</li> </ul>	(各種環境保全施策の中に内包)
		地域発の国際的取組(自治体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体間交流</li> <li>・国際環境自治体連合(ICLEI)</li> <li>・地方自治体の環境センター活用</li> </ul>	地球環境問題等に関する国際協力促進の措置(34条)	地方公共団体又は民間団体等による活動の推進が概括的に規定
		地域発の国際的取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPOの海外協力活動</li> <li>・リオサミット他の国際会議での活動</li> </ul>	地球環境問題等に関する国際協力促進の措置(34条)	地方公共団体又は民間団体等による活動の推進が概括的に規定